

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年十一月一日

人事院総裁 江利川 毅

人事院規則一〇―五―六

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「場合」の下に「で人事院が定める場合」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十七条第八項に

規定する緊急事態応急対策実施区域において規則一〇―五第四条第三項に規定する緊急作業に従事する職員については、改正後の規則一〇―五第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。